

第4号議案

差押債権取立請求事件に係る和解の専決処分について承認を求める件

固定資産税の徴収のために差し押さえた過払金返還請求権の取立請求事件について、早期解決を図るため和解を成立させる必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年10月10日別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成26年2月16日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

別記

1 事件名及び和解の相手方

事 件 名	和解の相手方
京都地方裁判所平成25年（ハ）第993号 差押債権取立請求事件	※「和解の相手方」欄はホームページ では内容掲載していません。

2 和解の内容

- (1) 被告は、原告が差し押さえた過払金返還請求権に係る債権額のうち190万円を支払う。
- (2) 原告は、上記の額を超える部分について被告に対する本件取立訴訟を取り下げ、被告は、この取下げに同意する。
- (3) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

3 和解の方法

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による和解

4 和解成立日

平成25年11月15日